

新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少した方の介護保険料を減免します

<p>対象者</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯に属する65歳以上の方</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和4年中の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが令和3年と比べて10分の3以上減少した（減少見込みの）世帯に属する65歳以上の方</p> <p>※ 主たる生計維持者は65歳以上でなくても構いません。</p> <p>※ 令和3年度介護保険料の減免については申請を締め切りました。 ただし、令和4年4月1日以降の納期限が設定されている保険料については、減免となる場合がありますので、お問い合わせください。</p>							
<p>減免額</p>	<p>減免対象保険料（$A \times B \div C$）に令和3年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。</p> <p>◆ 減免対象保険料、減免割合は・・・</p> <p>A：第1号被保険者（65歳以上）の令和4年度保険料額 （納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの保険料）</p> <p>B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年中の所得の合計額</p> <p>C：主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額</p> <p>D：減免割合 → 下の表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="209 1021 970 1301"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>減免割合（D）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産、失業等の場合 （合計所得金額を問わず）</td> <td rowspan="2">10分の10</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額が 210万円以下の場合</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額が 210万円を超える場合</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	要件	減免割合（D）	倒産、失業等の場合 （合計所得金額を問わず）	10分の10	前年中の合計所得金額が 210万円以下の場合	前年中の合計所得金額が 210万円を超える場合	10分の8
要件	減免割合（D）							
倒産、失業等の場合 （合計所得金額を問わず）	10分の10							
前年中の合計所得金額が 210万円以下の場合								
前年中の合計所得金額が 210万円を超える場合	10分の8							
<p>必要書類</p>	<p>ア 介護保険料減免申請書、収入申告書</p> <p>イ 令和4年1月以降の収入が確認できる売上台帳又は給与明細書等の写し</p> <p>ウ その他、対象となる要件に応じて、傷病等を証明する診断書、廃業届、離職票などの写し</p> <p>※ 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入額に含みます。</p> <p>※ 国や都道府県、市長村からの各種給付金は、収入額（保険による補填等）には含みません。</p>							
<p>対象外</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <p>ア もともと年金所得しかない場合</p> <p>イ 令和3年中と比較して、10分の3以上の減少が見込まれる収入以外の前年の所得（年金所得など）の合計が400万円を超える場合</p> <p>ウ 令和3年中において、今回減少した収入に係る所得額が0円以下である場合</p> <p>エ その他収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合 （懲戒解雇、感染症流行以前の離転職など）</p>							
<p>申請期日</p>	<p>令和5年3月31日までに申請してください。</p>							
<p>申請方法</p>	<p>① 帯広市介護高齢福祉課 総務・保険料係にお電話ください ↳ 直通 ☎ 0155-65-4150</p> <p>② ご事情を伺い申請書や返信用封筒を送付しますので、必要書類を揃えて返送してください。</p> <p>③ 感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いいたします。</p> <p>※ 申請書等は市のホームページからもダウンロードできます。</p>							